

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：勝浦市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和11年8月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	勝浦市	職員数※(H19. 4. 1現在)	15
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	155円(H17)	公営企業債現在高(百万円)	1,964
累積欠損金(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	69
不良債務(百万円)		財政力指数※	0.561
資金不足比率(%)		実質公債費比率※(%)	14.7
		経常収支比率※(%)	94.8

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	勝浦市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	勝浦市長 藤平輝夫
既存計画との関係	勝浦市集中改革プラン（平成17年度～平成22年度）
公表の方法等	市広報紙、ホームページ、平成20年3月市議会全員協議会で説明
基本方針	本市の水道事業財政は、長引く景気の低迷や少子・高齢化等に伴い水需要は伸び悩み料金収入の増加を見込めない中、過去に実施した施設の拡張事業に係る借入金の償還や老朽化した施設の改修並びに老朽管の布設替え等に多額の費用を要している。 そこで、今後は、経費の節減と資産の効率的な運用を推進し、財政の健全化を図り安心して安定した水を供給していくことを目標とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	167	430	124	721
	補償金免除額	25	100	23	148
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	25	51		76

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	150,188	429,513	116,040	695,741
	簡易水道事業債	17,329		7,496	24,825
合 計 (A)		167,517	429,513	123,536	720,566
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		167,517	429,513	123,536	720,566

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	25,542	50,562		76,104
合 計 (A)		25,542	50,562	0	76,104
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		25,542	50,562	0	76,104

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>当市は、千葉県南部に位置し、太平洋を望む海洋性リゾート地として、また、地域資源を活用した水産業、農林業と総合的な産業振興を図ってきた。水道事業は、昭和11年に創設しリゾート産業の増大と併せて第6次拡張事業の実施により現在の体系となっているが、人口密度が低く典型的な中山間地域の地形から設備投資効率が非常に悪いのが実情である。今後は、長引く景気の低迷と少子・高齢化等に伴い、水需要の増加が期待できない中で、老朽化した施設の改修と老朽管の布設替工事等に多額な経費を要することから経費の削減と効率的な財政運営を図る必要がある。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 627 730">課題 ①</td> <td data-bbox="627 674 1473 730">有収率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1473 842">有収率の平成18年度実績は72.5%で、全国平均89.5%と比べて年々低下傾向となっている。有収率の低下は、老朽管からの漏水が原因と思われる、収益性を悪化させていることから早急に老朽管更新事業等実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 627 898">課題 ②</td> <td data-bbox="627 842 1473 898">施設の老朽化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1473 1010">昭和36年及び昭和44年に建設した浄水施設等の老朽化が進み、設備関係の維持管理費の増大に繋がっているが、必要な維持補修を行い安全で安定した浄水施設の運営に努める必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 627 1066">課題 ③</td> <td data-bbox="627 1010 1473 1066">給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1066 1473 1178">給水人口が同規模の事業体の全国平均と比して職員一人当たり給水人口の値が低くなっている。給水人口2万1千人規模の小規模事業体としてむずかしい面はあるが、民間的経営手法の導入が必要と考える。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 627 1234">課題 ④</td> <td data-bbox="627 1178 1473 1234">供給コストの節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1234 1473 1346">維持管理費等の増加が給水原価を高めるため、保守管理等の可能な部分は民間委託により効率的な維持管理に務める必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1346 627 1402">課題 ⑤</td> <td data-bbox="627 1346 1473 1402">未給水地域の対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1402 1473 1552">水道事業拡張整備時に未給水地域となった地域については、集落間の距離も長く多額な資本投資が必要であり、採算性からも現状の財政状況では厳しい面があるが、公衆衛生の向上のため整備が求められている。</td> </tr> </table>	課題 ①	有収率の向上	有収率の平成18年度実績は72.5%で、全国平均89.5%と比べて年々低下傾向となっている。有収率の低下は、老朽管からの漏水が原因と思われる、収益性を悪化させていることから早急に老朽管更新事業等実施する必要がある。		課題 ②	施設の老朽化	昭和36年及び昭和44年に建設した浄水施設等の老朽化が進み、設備関係の維持管理費の増大に繋がっているが、必要な維持補修を行い安全で安定した浄水施設の運営に努める必要がある。		課題 ③	給与水準・定員管理の適正合理化	給水人口が同規模の事業体の全国平均と比して職員一人当たり給水人口の値が低くなっている。給水人口2万1千人規模の小規模事業体としてむずかしい面はあるが、民間的経営手法の導入が必要と考える。		課題 ④	供給コストの節減合理化	維持管理費等の増加が給水原価を高めるため、保守管理等の可能な部分は民間委託により効率的な維持管理に務める必要がある。		課題 ⑤	未給水地域の対策	水道事業拡張整備時に未給水地域となった地域については、集落間の距離も長く多額な資本投資が必要であり、採算性からも現状の財政状況では厳しい面があるが、公衆衛生の向上のため整備が求められている。	
課題 ①	有収率の向上																				
有収率の平成18年度実績は72.5%で、全国平均89.5%と比べて年々低下傾向となっている。有収率の低下は、老朽管からの漏水が原因と思われる、収益性を悪化させていることから早急に老朽管更新事業等実施する必要がある。																					
課題 ②	施設の老朽化																				
昭和36年及び昭和44年に建設した浄水施設等の老朽化が進み、設備関係の維持管理費の増大に繋がっているが、必要な維持補修を行い安全で安定した浄水施設の運営に努める必要がある。																					
課題 ③	給与水準・定員管理の適正合理化																				
給水人口が同規模の事業体の全国平均と比して職員一人当たり給水人口の値が低くなっている。給水人口2万1千人規模の小規模事業体としてむずかしい面はあるが、民間的経営手法の導入が必要と考える。																					
課題 ④	供給コストの節減合理化																				
維持管理費等の増加が給水原価を高めるため、保守管理等の可能な部分は民間委託により効率的な維持管理に務める必要がある。																					
課題 ⑤	未給水地域の対策																				
水道事業拡張整備時に未給水地域となった地域については、集落間の距離も長く多額な資本投資が必要であり、採算性からも現状の財政状況では厳しい面があるが、公衆衛生の向上のため整備が求められている。																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	101.5	102.2	102.6	100.8	113.0	112.6	112.0	113.1	116.0	114.7	
総収支比率(法適用) (%)	103.7	104.2	104.4	102.3	114.7	112.8	113.0	114.1	117.0	115.7	
経常収支比率(法適用) (%)	103.7	104.2	104.4	102.3	114.8	112.9	113.1	114.1	117.1	115.8	
営業収支比率(法適用) (%)	124.6	124.8	123.8	119.5	132.3	128.9	126.7	124.8	127.3	125.8	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-15.7	-11.8	-7.5	-5.4							
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.0	1.0	0.8	0.7	1.0	0.9	0.6	0.6	0.6	
	うち基準内繰入金 (%)	1.0	1.0	0.8	0.7	1.0	0.9	0.6	0.6	0.6	
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	23.1	10.1	27.6	11.1	7.5	3.9	1.2	1.4	3.9	4.1
	うち基準内繰入金 (%)	23.1	10.1	27.6	11.1	7.5	3.9	1.2	1.4	3.9	4.1
	うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成12年度に約2億3千万円に増大した累積欠損金の解消を図るため、平均29.8%の料金改定をおこなったが、平成17年度からの南房総広域水道企業団の受水費の値上げ等により計画通り欠損金解消に至らなかった。このような中、老朽化した施設の改修や老朽管の布設替えが喫緊の課題であるため、これに対応するため平成18年度から平均15.4%の料金改定を行った。また、今後の料金収入については、人口の減少や観光客の減少等から引き続き減収傾向を示すものと推定される。
2 他会計繰入金の見込み	平成12年度の料金改定にあわせて、従来行っていた運営費補助(高料金対策)を取りやめ独立採算経営を行っている。引き続き、繰出し基準に基づく繰り入れのみで経営を行っていく予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在の給水区域は、行政区域と同一であることから、大規模な開発や拡張計画はないが、将来的には耐用年数を迎える浄水施設等の大規模改修や未給水区域の整備などが想定される。その他、現在のところ遊休土地等の売却予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	今後、料金収入の増加が期待できない中、行革推進法に基づく施策を行い経費節減の努力を実施していくが、老朽化施設の大規模改修や老朽管の布設替えを実施していくうえで、この度の保証金免除繰上償還による支払利息の軽減を図りたい。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>平成17年12月に策定した「勝浦市行政改革大綱2005」集中改革プランの定員管理適正化計画で平成17年度～平成22年度までにおいて、26名削減する計画に対して、平成17年度・18年度に20名削減し、19年度で7名削減の予定である。</p> <p>課題③ 給与水準・定員管理の適正化として、水道企業職員では平成16年度末に3人、平成17年度末に1人、平成18年度末で2人の削減を行った。このうち、5名が浄水場勤務職員であったため、平成17年度より運転・管理業務の一部を民間に委託した。他の1人は、事務職員で適正化を図った。</p> <p>★職員給与費改善額の算出については、職員の退職や異動に伴う減員によるもので在籍していた最終年度の一人当たり平均給与年額に減員数を乗じて算出し次年度から改善額を計上した。なお、平成16年度の3名減員については、平成17年3月30日付けで3名が退職したため平成17年度から改善額を計上した。また、平成17年度の1名減員については、平成18年1月1日付けの人事異動によるものであるため、平成18年度から計上した。平成19年度の2名減員は、平成19年3月31日付けで1名退職し、もう1名は、平成19年4月1日付けの人事異動による減員である。また、平成22年度の2名減員は、平成22年3月31日付けで2名の退職を予定し、欠員補充を見込まないためによるものである。</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>当企業職員の給与については、市一般職員の給与体系に準じている。</p> <p>課題③ 給与水準・定員管理の適正化として、平成18年度に特殊勤務手当(水道業務従事手当)を廃止し、平成18年度から国・県に準じて58歳昇給停止を55歳昇給抑制に改めた。</p> <p>地域手当については、計画期間内に廃止の方向で検討する。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>技能労務職員に相当する職員はいない。また、これら職員に対する特例給与体系はなく、市一般職員に準じている。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>課題③給与水準・定員管理の適正化として、集中改革プランの計画期間において勤続20年以上で満50歳以上の職員に対する勧奨退職時1号給特別昇給の廃止を検討する。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>職員は、千葉県市町村職員共済組合に加入している。共済組合負担金を水道企業会計で負担している。課題③給与水準・定員管理の適正化として、平成18年度に事務系職員の作業衣の隔年貸与を廃止した。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>課題③給与水準・定員管理の適正化、及び課題④供給コストの節減合理化として、職員削減計画に併せて平成17年度から浄水場の運転・管理業務について経費の削減と業務の効率化を図るため一部民間に委託した。さらに平成19年度から委託内容を拡大した。</p> <p>★維持管理費等の改善額の算出については、平成16年度末に浄水場職員3名の退職に伴い浄水場の運転・管理業務委託を民間に委託し、平成18年度末に浄水場職員2名の減員に伴い、平成19年度から浄水場の運転・管理業務委託の内容を拡大して民間に委託した。これらの委託料は、職員給与費の改善額と相関関係にあるので委託金額を計上した。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>指定管理者制度及びPFIの導入計画は現在のところありません。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>平成12年度に累積欠損金の解消を図るため、平均29.8%の料金改定を行ったが、計画どおり解消に至らなかった。このような中、老朽化した施設の改修や老朽管の布設替えが喫緊の課題であるため、平成18年度から平均15.4%の料金改定を行った。今後の料金収入については、人口の減少等により引き続き減収傾向と推定される。            ★料金改定に伴う改善額の算出については、本市の料金改定が平成18年4月1日からであるため、平成17年度を基準年度とし、改善効果が継続するものとして、当該継続する改善額を計上した。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>平成18年度より市の普通会計と併せて財政事情の公表や施策の概要等を市の広報紙やホームページ等を利用して公表し、周知を図るとともに情報の共有化を図った。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>行政評価制度につきましては、行政活動の効率性、有効性の向上、行政の透明性の確保を図るため、平成17年度から試行導入し平成19年度から本格実施する。</p>
5 その他	<p>課題①有収率の向上、課題②施設の老朽化、及び課題⑤未給水地域の対策については、経費節減と合理化を進めて経営基盤の強化と経営の健全化を図る。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>水道企業職員を平成16年度に3名、平成17年度に1名、平成18年度に2名削減し、現在、15名体制として定員の適正化と経営の健全化を図った。今後も計画期間内に職員削減を行い経営改善を進めます。</p> <p>★職員給与費改善額の算出については、職員の退職や異動に伴う減員によるもので在籍していた最終年度の一人当たり平均給与と年額に減員数を乗じて算出し次年度から改善額を計上した。なお、平成16年度の3名減員については、平成17年3月30日付けで3名が退職したため平成17年度から改善額を計上した。また、平成17年度の1名減員については、平成18年1月1日付けの人事異動によるものであるため、平成18年度から改善額を計上した。平成19年度の2名減員は、1名が平成19年3月31日付けで退職し、もう1名は、平成19年4月1日付けの人事異動によるものである。また、平成22年度の2名減員は、平成22年3月31日付けで2名の退職を予定し、欠員補充を見込まないためによるものである。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成12年度に約2億3千万円に増大した累積欠損金の解消を図るため、平均29.8%の料金改定を行ったが、平成17年度からの南房総広域水道企業団の受水費の値上げ等により計画通り欠損金の解消に至らなかった。このような中、老朽化した施設の改修や老朽管の布設替えが喫緊の課題であるため、平成18年度から平均15.4%の料金改定を行った。この結果、平成18年度末には累積欠損金を解消し、6千9百万円の利益剰余金を生じた。引き続き、経費節減と事務の効率化を推進し、経営の安定に努めたい。</p> <p>★料金改定に伴う改善額の算出については、本市の料金改定が平成18年4月1日からであるため、平成17年度を基準年度とし、改善効果が継続するものとして、当該継続する改善額を計上した。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>市の財政事情から基準外繰出しは望めない状況にあり、繰出基準に基づく繰入金で水道経営に務めたい。</p>
4 その他	<p>有収率の向上対策の推進に務めるとともに老朽化施設の改修等に向けて、経費節減と経営の合理化を図る。</p> <p>★維持管理費等の改善額の算出については、平成16年度末に浄水場職員3名の退職に伴い浄水場の運転・管理業務を民間に委託し、平成18年度末に浄水場職員2名の減員に伴い、平成19年度から浄水場の運転・管理業務委託の内容を拡大して民間に委託した。これらの委託料は、職員給与費の改善額と相関関係にあるので委託金額を計上した。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がある後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率					15.4							
	改善額(料金の適正化)※1					88	88	87	79	68	62	54	350
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	163	156	160	132	128		113	113	113	95	95	
	改善額				22.3	30.1	52	45.1	45.1	45.1	60.2	60.2	256
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	21	21	18	17	17		15	15	15	13	13	
	増減数(人)			-3	-1		-4	-2			-2		-4
4	維持管理費等				13	13		21	21	21	21	21	
	改善額(適正化)				-13	-13	-26	-21	-21	-21	-21	-21	-105
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率	-15.7	-11.8	-7.5	-5.4								
	増減												
	企業債現在高	2,277	2,254	2,116	1,970	1,964		1,930	1,860	1,790	1,722	1,658	
	増減		-23	-138	-146	-6		-34	-70	-70	-68	-64	
	計画前5年間改善額 合計						114						501
	(参考) 補償金免除額												148

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	2,765	2,739	2,775	2,722	2,681	2,668	2,655	2,642	2,629	2,616
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	23,190	23,190	23,190	23,190	23,190	23,190	23,190	23,190	23,190	23,190
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	14,465	12,709	14,615	14,254	13,376	13,242	13,110	12,979	12,849	12,721
最大稼働率(%)	62.4	54.8	63.0	61.5	57.7	57.1	56.5	56.0	55.4	54.9
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	278.3	279.0	278.3	278.5	315.4	314.0	314.1	313.0	314.3	314.3
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	274.2	273.0	271.2	276.4	279.1	278.8	280.4	276.8	271.0	273.9

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。